

香川県条例第55号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請）</p> <p>第52条の17 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>附則第3条の2の18</u>に規定する助成金（次条及び第52条の19において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請）</p> <p>第52条の17 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>附則第3条の2の17</u>に規定する助成金（次条及び第52条の19において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。